

陸前高田市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月3日	<p>1 主要幹線道路等の整備推進について (1) 一般国道343号の改良整備</p> <p>東日本大震災については、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新笹ノ田トンネルの整備 ・矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋周辺の急カーブ解消 	<p>一般国道343号については、内陸部から復興祈念公園へのアクセスルートとなり、また内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。</p> <p>(C)</p> <p>矢作町字耳切（ミキ）～梅木（ウキ）間及び字中平（カガイ）地内一ノ渡橋（イノリバシ）周辺の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	大船渡土木センター	C：2

8月3日	<p>1 主要幹線道路等の整備推進について (2) 一般国道340号の改良整備</p> <p>東日本大震災については、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備 ・竹駒町字下壺～横田町字太田間の歩道整備</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があり、必要性や緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の区間については、当面の緊急対策として、歩行空間を確保するために路肩部にポール設置等の交通安全対策を実施したところですが、歩道整備については、早期の事業化は難しい状況であり交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	C : 1
------	--	--	-------------	---------------	-------

8月3日	<p>1 主要幹線道路等の整備推進について (3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備</p> <p>東日本大震災については、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備 ・米崎町字堂の前～沼田間の側溝整備及び冠水対策</p>	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線の御要望の区間については、側溝整備等の必要な道路補修を行った後に貴市に移管することとしており、早期の市道移管に向けて貴市と調整を図りながら、引続き取り組んでいきます。（A）</p>	沿岸広域振興局	大船渡土木センター	A：1
------	---	--	---------	-----------	-----

8月3日	<p>1 主要幹線道路等の整備推進について (4) 一般県道世田米矢作線の改良整備</p> <p>東日本大震災については、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 一般県道世田米矢作線の改良整備 ・ 矢作町字愛宕下～二田野間の部分改良整備</p>	<p>一般県道世田米矢作線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	C : 1
------	---	---	-------------	---------------	-------

8月3日	<p>1 主要幹線道路等の整備推進について (5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備</p> <p>東日本大震災については、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号及び国道343号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。</p> <p>従前よりこれらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の早期の復旧・復興と、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備 ・ 県境付近における狭隘区間の整備促進</p>	<p>主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	C : 1
------	---	--	-------------	---------------	-------

8月3日	<p>2 河川改修等について (1) 2級河川気仙川</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった、大きな被害が発生しております。</p> <p>つきましては、今後、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が懸念されることから、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 2級河川気仙川 ・ 竹駒地区～横田地区間における河道掘削</p>	<p>気仙川の竹駒(タケコマ)地区から横田(ヨコタ)地区間における河道掘削については、平成30年度に金成(カナリ)橋の上流部と令和元年度に小坪(コツボ)橋の上流部の堆積土砂を撤去したところで、今年度は竹駒地区の矢作川合流点付近について河道掘削を実施したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	B : 1
8月3日	<p>2 河川改修等について (2) 2級河川矢作川</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった、大きな被害が発生しております。</p> <p>つきましては、今後、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が懸念されることから、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 2級河川矢作川 ・ 矢作町字越戸内～湯漬畑間の改修整備</p>	<p>二級河川矢作川の矢作町字越戸内(オツウチ)から湯漬畑(ユツカバタ)間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今年度、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところです。</p> <p>今後の河川については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	C : 1

8月3日	<p>2 河川改修等について (3) 2級河川浜田川</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった、大きな被害が発生しております。</p> <p>つきましては、今後、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が懸念されることから、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 2級河川浜田川 ・米崎町字中田～川向間における河道掘削</p>	<p>浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間の堆積土砂を撤去したところです。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	B : 1
8月3日	<p>2 河川改修等について (4) 大野海岸</p> <p>甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった、大きな被害が発生しております。</p> <p>つきましては、今後、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が懸念されることから、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 大野海岸 ・広田町字前花貝地内の排水流末施設の改良</p>	<p>大野海岸の広田町字前花貝(マエハガイ)地内の排水流末施設の改良については、防潮堤の排水樋管の改良のほか、防潮堤堤内側の地盤の嵩上げ、排水系統の見直しが必要となるなど抜本的な改良は難しい状況ですが、当面の冠水対策として、市道大野線の側溝改修や貯水機能を有する施設等の設置について、道路管理者と検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	B : 1

8月3日	<p>3 急傾斜地崩壊対策事業の推進について</p> <p>近年、地球温暖化に起因するといわれる大雨による土砂災害が多発しており、令和元年東日本台風においては、県内沿岸部で時間雨量100mm超の記録的短時間大雨情報が発表されたほか、日降水量も400mm超が観測されました。</p> <p>当市においても200mmに迫る日降水量を観測し、はじめて大雨（土砂災害）特別警報が発表され、一時、市内全域で土壌雨量指数が極めて危険な基準に達するなど、自然災害の激甚化や頻発化が我々の生活を脅かす今日、その事前対策の重要性、緊急性は、増すばかりであります。</p> <p>特にも、矢作小学校については、洪水浸水が危惧される下矢作地区の高台における唯一の公共財産であり、指定緊急避難場所及び指定避難所でありながら、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、裏山の急傾斜地崩壊対策工事は急務であります。</p> <p>つきましては、住民の生命を守るため、急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。</p> <p>下矢作地区神明前にある矢作小学校については、陸前高田市防災計画で地域唯一の避難所であることから、今後、対策に向けた測量設計を進めていきます。</p> <p>(A)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	A : 1
------	---	--	-------------	---------------	-------

8月3日	<p>4 持続可能な地域公共交通の構築について</p> <p>市内の公共交通については、震災以降、JR大船渡線BRTをはじめ、当市と大船渡市、住田町間を運行する路線バスを基幹としつつ、市内を運行する路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行をしており、復旧、復興の状況や住宅環境等の変化による市民ニーズに対応しながら、運行経路の見直しや、バス停の新設等に取り組んでおりますが、公共交通の便数や乗降場所が限られていることから、移動ニーズを満たすことは、当市のみならず全国的な課題となっております。</p> <p>そのような状況の中で、当市においても多額の運行経費が生じており、被災地に対する特例的な補助スキームも令和2年度での終了が見込まれていることから、より効率的で持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築しなければなりません。</p> <p>地域公共交通の抱える課題については、市町村のみならず県全体の課題としてとらえ、法改正や規制緩和も含め解決策について検討していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、路線バスの利便性の向上、効率的な運行のためのバス路線再編など、持続可能な地域公共交通の推進と、そのための必要な財源確保についても、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、現在、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>昨年度、新たに設置した地域内公共交通構築検討会における、補助路線に関する被災地特例等が終了した場合の市町村への支援のあり方等についての検討を踏まえて、今年度から「補助路線代替交通確保維持事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の確保維持のため、市町村が負担する経費に対して支援することとしたところです。</p> <p>また、デマンド交通などの地域内公共交通への財政支援について、県では、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しています。</p> <p>併せて、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。</p> <p>県においては、今後も引き続き、国に働きかけるとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
------	--	---	---------	-------	-------

8月3日	<p>5 県営復興祈念公園の整備促進及び三陸沿岸地域の観光振興について</p> <p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ、防災文化を醸成していくため、高田松原地区に復興の象徴となる「高田松原津波復興祈念公園」は、令和元年9月に一部供用開始され、震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとして、三陸沿岸地域への来訪者の周遊を促すなど、交流人口拡大への寄与も期待しているところであります。</p> <p>また、「三陸ジオパーク」は昨年再認定され、「みちのく潮風トレイル」については、青森県八戸市から福島県相馬市までの全長1,000キロが全線開通しております。今後はより一層、三陸沿岸の市町村が一体となった広域的な観光客の誘客と観光地としてのブランド化を図る取組が必要です。</p> <p>つきましては、県内に唯一整備される復興祈念公園にふさわしい整備が図られ、かつ、三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず、世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理及び利活用方策の検討</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園の整備促進</p> <p>(3) 多様な地域資源を生かした「三陸ブランド」の確立と東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした観光客誘致、インバウンド対策などの推進</p> <p>(4) 道の駅間の連携や自転車を活用した広域的な周遊観光ルートの設定等、市や県を越えた広域的な連携についての県主導の取組</p>	<p>(1) 公園全体の適正管理及び利活用方策については、国県市が連携して検討を重ねてきたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き貴市と連携しながら、検討を進めていきます。(A)</p> <p>また、公園内に整備した東日本大震災津波伝承館においては、沿岸各地の震災伝承施設や観光情報の提供を行っており、引き続き、三陸沿岸地域へのゲートウェイとして役割を担うよう、取り組んでまいります。(A)</p> <p>(2) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園については、東日本大震災津波伝承館等の開館時期にあわせて公園の一部区域の供用を令和元年9月22日に開始しました。引き続き公園整備工事を推進し、国営追悼・祈念施設周辺を中心エリアは令和2年度末の工事完成を、縁辺部などの一部エリアについては、令和3年度内の工事完成を目指して進めていきます。(A)</p> <p>(3) 県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信や沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、海外の旅行会社やメディア等を招請し、本県の観光資源を情報発信するなどのプロモーションや観光施設における感染症対策を含めた受入環境の整備への支援に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(4) 県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、広域的な周遊観光の促進に向けて観光施設や観光スポット等を周遊するバスツアーへの助成などを実施しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：3、 B：2
------	--	---	---------	-------	-------------

8月3日	<p>6 被災者の住宅再建に係る補助事業実施期間の延長について</p> <p>被災者住宅再建支援事業費補助金及び生活再建住宅支援事業の実施期間については、令和2年度まで延長していただいております。</p> <p>しかし、当市の土地区画整理事業による宅地整備が令和2年12月に完成予定であり、更にそこから順次宅地の引渡しを予定している状況にあります。</p> <p>つきましては、実施期間内に住宅を完成できない世帯が見込まれることから、実施期間を令和3年度以降も継続していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県の被災者住宅再建支援事業費補助及び生活再建住宅支援事業費補助のうち復興住宅新築、利子補給については、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、事業を実施する市町村に対して継続して補助を行うこととしました。</p> <p>今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。(A)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部、大船渡 土木セン ター	A : 1
------	---	--	-------------	-----------------------------	-------

8月3日	<p>7 海況変化等による主力魚種の不漁、並びに、貝毒発生の原因究明と、抜本的対策について</p> <p>近年の海洋状況の変化等により、当市広田湾産水産物の主力魚種であるサケやアワビ、ウニ等の水揚げが震災前と比較して大幅に減少しているところでありませす。</p> <p>また、当市海域においては、昨年や一昨年と同様に、ホタテ貝をはじめ、ホヤ等の広田湾産水産物について、貝毒（麻痺性、下痢性）が発生し、出荷の自主規制が継続している状況となっております。</p> <p>生産者においては、自主的な対策として、出荷時期をずらす等の調整を行っておりますが、漁業経営に係る影響は大きいところがあります。</p> <p>このことは、近年の地球温暖化現象による海水温の上昇が原因の一つとも考えるところでありますが、水揚量や水揚額の減少と貝毒の発生による出荷規制の長期化は、漁業者のみならず、水産加工業や流通・商業分野においても、その影響は非常に大きいものがあります。</p> <p>つきましては、当市をはじめとする県内産水産物の持続可能な水揚量等の再生・保全が重要であることから、近年の海況変化等による、主力魚種の不漁や、貝毒の発生について、その原因究明と、抜本的な対策を早急に講じて頂きたいと、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) サケ・アワビ・ウニ等、主力魚種の不漁の原因究明と抜本的な対策</p> <p>(2) 貝毒発生の原因究明と抜本的な対策</p>	<p>(1)-① サケ資源の回復に向けた対策として、県では、ふ化放流技術の向上を図るため、平成26年度から、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するため、サケ種苗の生産工程を検証をしています。</p> <p>加えて、平成30年度からは、地球温暖化等の環境要因による影響も不漁要因の一つと考えられていることから、高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しているところです。</p> <p>サケの不漁原因の究明に向けては、国の研究機関と連携しながら、平成13年度から耳石温度標識を用いてさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、この調査の結果、放流時期の海水温の急激な上昇等が生残に影響を与えていると考えられるほか、北海道でもサケ資源の減少が確認されていることから、稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しているところです。</p> <p>(1)-② アワビの不漁原因につきましては、震災による稚貝の流出、アワビ種苗生産施設の被災による放流数の減少に加え、さらに近年餌となる海藻が不足し、アワビの成長や身入りが悪い状況が続いています。</p> <p>県では、アワビ種苗を継続して放流していくため、より放流効果の高い放流方法の普及や、漁場におけるコンブの胞子の放流や、過剰なウニの移殖などの餌料対策を指導していきます。</p>	沿岸広域 振興局	水産部	B : 2
------	--	--	-------------	-----	-------

(1)-③ ウニの不漁原因につきましては、震災以降、気仙管内では、稚ウニの天然発生量が多く、資源量が高い状態にあることから、摂餌圧が高く、餌となる海藻が不足し、身入りの悪い状況が続いています。県では、積極的なウニの漁獲促進や餌料環境の良い漁場や管理しやすい漁港内への移殖、海中林造成など餌料対策を指導するとともに、令和2年度9月補正予算で創設した「黄金のウニ収益力向上推進事業」によって、令和3年度も引き続き、磯焼け対策とウニ資源の有効活用に向けた取組を進めていきます。(B)

(2) 近年、広田湾のホタテガイ等が長期出荷自主規制の原因となっている麻痺性貝毒は、アレキサンドリウム属の有毒プランクトンを貝等が餌として取り込み発生したものです。このプランクトンは通常、海底泥中でシスト(休眠孢子)として休眠しており、水温等の環境条件が整ったときに発芽・増殖して貝毒発生の原因となります。令和2年度においてもこの貝毒によりホタテガイやマボヤ等が出荷規制となっています。

また、令和元年度は、下痢性貝毒も発生しており、これは、沖合からディノフィシス属の有毒プランクトンが湾内に流入し、これを二枚貝等が餌とするもので、主に5～7月に県下全域で発生します。

県水産技術センターでは、海況や水質の変化と原因プランクトンの出現状況を調査し、併せて毒化した貝類等(ホタテガイ、マガキ、ムラサキイガイ、マボヤ、エゾイシカゲガイ)の毒値の減衰状況を把握する試験を行い、貝類の種類による毒の抜けやすさ(抜けにくさ)を研究しています。これまでのところ岩手県で養殖している貝類等の中ではホタテガイが最も毒が

		<p>蓄積しやすく抜けにくい一方、マガキは毒が蓄積しにくく抜けやすいとの知見が得られており、今後、これまでに得られた知見を整理のうえ、養殖種を選定する際の指導に資することとしています。</p> <p>また、県では、国に対して麻痺性貝毒の発生予測技術の開発と毒量を低減する技術の開発について調査・研究の充実を要望しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。</p> <p>なお、今後も岩手県漁業協同組合連合会等と連携して、貝毒プランクトンの発生状況と貝毒のモニタリングを継続し、消費者へ安全、安心な貝類等を提供するよう努めていくこととしています。(B)</p>			
8月3日	<p>8 地域医療の充実・確保について</p> <p>東日本大震災後については、多くの医療機関が壊滅的な被害を受けたことにより、医療機能が総体的に低下しております。このことから、地域の基幹病院である県立高田病院の医療体制の構築が急務となっております。</p> <p>つきましては、医療需要に的確に対応し、かつ、地域住民が安心して暮らすことができる医療体制の強化・充実を図るために、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 県立高田病院 皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科では、現任も応援医師による診療が続いており、常勤医師不在の状況が依然として続いていることから、常勤医師を配置すること。</p> <p>(2) 地域医療体制の整備 地域医療連携を充実させるため、医療関係者の職員を確保すること。</p>	<p>(1) 県立高田病院において常勤医師が不在となっている皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科への常勤医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(2) 地域医療連携については、高田病院を包括する連携体制の強化を図るため、平成30年度から医療社会事業士を大船渡病院に配置しているほか、退院調整看護師を高田病院に配置しています。</p> <p>引き続き、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担等を踏まえながら、必要な体制整備に努めていきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	A : 1、 B : 1

8月3日	<p>9 国民健康保険制度の充実強化について</p> <p>国民健康保険の加入者は、被用者保険と比較すると、高齢者や低所得者の割合が高く、医療費及び所得に占める保険料の割合が高くなる傾向となっております。</p> <p>医療費は年々増加しており、それに伴い今後被保険者負担も増加すると見込まれるところであります。</p> <p>また、平成30年4月より、県が国民健康保険の財政運営の主体となり、国保事業費納付金等の算定に際しては、市町村ごとの医療費等を反映する仕組みとなっていることから、市町村によって被保険者の負担に大きな差がみられます。</p> <p>つきましては、国民皆保険を堅持し、被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう国への働きかけを行うとともに、被保険者の公平性の確保のための措置を講じていただきますよう、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 被用者保険との保険料負担割合の平準化のため、国民健康保険被保険者の保険料負担割合を抑制し、国による財政支援を拡充すること。</p> <p>(2) 子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに係る国民健康保険税の均等割額を軽減する制度を設けること。</p> <p>(3) 被保険者の公平性の確保のため、早期の標準保険料率県下統一を推進すること。</p>	<p>(1) 平成30年度から毎年実施されている財政措置を今後も確実に実施するとともに、将来にわたって持続可能となる制度の確立や、国民の保険料負担の平準化に向けた国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に今後においても強く要望していきます。(B)</p> <p>(2) 令和4年度から、未就学児の均等割を5割軽減する制度を導入することが国から示されたところですが、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があることから、県としても、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、軽減制度の対象範囲を拡大するとともに、軽減額も全額とするよう、政府予算提言・要望において国に今後においても強く要望していきます。(B)</p> <p>(3) 標準保険料については、これまでの市町村との協議において、同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこでも同じ保険料となることをあるべき姿として、方向性をまとめたところです。</p> <p>一方、統一にあたっては、各市町村の医療費水準が平準化されていないなどの課題があることから、医療費水準の差異を納付金算定に反映させない仕組みへの移行等について、引き続き市町村と協議していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	B : 3
------	--	---	-------------	-------------	-------

8月3日	<p>10 子どもの医療費助成事業の拡大について</p> <p>県の子どもの医療費助成事業については、未就学児及び小学生入院分が対象となっており、また、本年8月からは中学生を対象とした現物給付が実施されているところです。</p> <p>つきましては、子どもへの適正な医療を確保し、子育て世代の負担を軽減するため、医療費助成事業の範囲の拡大について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 助成対象の拡大・・・小学生の外来分まで (2) 現物給付の拡大・・・高校生分まで</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況の中、市町村等と協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月から中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望などにおいて、国に対し、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があるとあり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>現物給付の対象拡大については、新たな国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。(C)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	C : 2
------	---	---	-------------	-------------	-------

8月3日	<p>11 三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道の修復・再整備について</p> <p>三陸復興国立公園「黒崎園地」遊歩道については、令和元年6月に全線開通した「みちのく潮風トレイル」のコース地であり、各種メディアで紹介されていることから、今後、来場者が増えるとともに、交流人口の拡大に寄与していくことが期待されています。</p> <p>しかし、当該遊歩道の犬吠にある登り口は震災時に被災したまま修繕がなされておらず、Uターンする利用者が発生している状態にあります。</p> <p>つきましては、「みちのく潮風トレイル」として、三陸沿岸地域一体で観光誘客を推進し、観光客の利便性向上と安全の確保により交流人口の拡大につながるよう、早期の修復・再整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>黒崎園地遊歩道は、現在、迂回路により通行を確保しているところですが、その修復・再整備については、自然環境整備計画（令和2年度～6年度）に位置付けたところであり、今年度予算で整備する予定です。（B）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1
8月3日	<p>12 水門・陸閘の維持保守費用の財政支援について</p> <p>漁港海岸事業のうち「水門・陸閘の復旧整備」については、沿岸各市町村で事業が進んでおり、当市では水門・陸閘合わせ29基（うち遠隔化陸閘10基）の整備を予定しているところであります。</p> <p>今後の陸閘の遠隔化の運用に際し、維持保守管理について、毎年、点検業務等で多額の経費を要することが想定されております。</p> <p>つきましては、県民の生命財産を守るため、安心安全なシステムや施設の整備保守点検を行うこととし、その維持保守費用に対する国・県の財政支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>水門・陸閘等の自動閉鎖システムについては、将来にわたって確実に稼働させるためには適正な維持、管理が必要であり、維持管理費の財源確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>県では、国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設の維持管理費及び修繕費、更新費について財政措置を講じるよう引き続き要望していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1

8月3日	<p>13 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて</p> <p>震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等の二次的・複合的要因によるストレスも懸念され、学校生活に不適應を起こす児童生徒もいることから、被災児童生徒に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援が必要です。</p> <p>また、現在配置されている「配置型」及び「巡回型」カウンセラーについては有効に機能していますが、特にも、市内教育現場の実情を把握し、緊急事態発生時にも柔軟に対応できる「巡回型」が、問題解決において多くの実績を残しております。</p> <p>つきましては、児童生徒が安心して学校生活を送り、被災地における地域と共に歩む学校教育の充実のため、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置の継続</p> <p>(2) スクールカウンセラーの継続配置</p>	<p>(1) 被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っていますが、陸前高田市には、令和2年度は3人を派遣しているところです。今後についても、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。</p> <p>栄養教諭については、義務教育標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて、人員を配置しており、今後も児童生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めていきます。</p> <p>(B)</p> <p>(2) スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>復興・創生期間終了後については、巡回型カウンセラーについては順次新しい形での配置へと移行させつつ、ニーズに応じて柔軟に対応できる体制を維持できるよう検討していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 2
------	--	---	-------------	-------	-------

8月3日	<p>14 陸前高田オートキャンプ場モビリアのリニューアル整備について</p> <p>陸前高田オートキャンプ場モビリアは、平成11年開設以降、日本オートキャンプ協会認定の「五つ星キャンプ場」として、多くの愛好者に利用されてきましたが、東日本大震災以降は、応急仮設住宅が建設され、利用が制限されてきたところであります。</p> <p>当市においては、「応急仮設住宅の撤去・集約化の基本方針」を平成29年6月に改定し、オートキャンプ場モビリアのキャンプサイトについては、令和2年9月末での撤去を予定しております。</p> <p>つきましては、当該施設は、三陸沿岸地域へ誘うゲートウェイとしての「道の駅高田松原」とともに、体験観光を提供できる重要な拠点であることから、応急仮設住宅撤去後の本格再開を見据えた施設全体のリニューアル整備について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、施設については、より魅力あるキャンプ場に再整備していただくよう、その必要な財政措置についても、合わせてご配慮をお願いいたします。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場モビリアについては、利用料金制の公の施設として平成11年に開設した後、平成21年から22年にかけて、ドームハウスを新設するなど、施設の魅力を維持するため、必要な整備を行ってきたところです。</p> <p>東日本大震災津波の発災後は、キャンプサイト等に応急仮設住宅が設置されたことなどから、現在は施設の維持管理のみ行っているところです。</p> <p>今年度、敷地内の応急仮設住宅がすべて撤去されましたが、長期間休止したこと等により、再開のためには施設等の修繕が必要と考えています。</p> <p>現在、利用料金で収支採算がとれる施設とするため、再開するとした場合にどのような機能が求められるか貴市と意見交換しながら検討しているところです。</p> <p>今後、キャンプ場を巡る利用者のニーズ動向や、旅行者のアウトドア志向の把握、三陸エリアへの交流人口の拡大に及ぼす効果など、多角的に分析し、検討を進めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
------	---	--	-------------	-------	-------

8月3日	<p>15 被災事業者等への支援策の拡充について</p> <p>東日本大震災により壊滅的な被害を受けた当市では、土地区画整理事業等の完成が令和2年度末になる見込みです。こうしたインフラ整備を待つことに加え、厳しい地域の経済・雇用情勢及び新型コロナウイルス蔓延の影響により、資材調達の困難さ、工事進捗の遅れが強く懸念されており、令和2年度中の被災事業者の店舗・事業所の本設が困難な見込みとなっているケースも出てきています。</p> <p>このことから、被災事業者の本設支援のための「中小企業等復旧・復興支援事業（グループ補助金）」及び「中小企業被災資産復旧事業費補助金」については、令和2年度末までの事業・精算完了とすることが容易ではなくなる案件が出てくる恐れがあります。</p> <p>つきましては、これまでも県での予算措置及び国への要望を行っていただきましたが、今年度の上記補助金の補助対象を「令和2年度中に交付決定した案件」とし、実質的に令和3年度に繰り越す形での運用を認めるとともに、令和3年度の補助金申請も受け付けることについて、引き続き、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、令和2年6月10日に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」及び「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」、同年11月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望したところであります。</p> <p>また、令和元年12月20日に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続について「復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」とされたところであります。</p> <p>復旧事業費補助金についても、復旧需要が見込まれる当面の間は、事業の継続を検討してまいります。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
8月3日	<p>16 高田海岸沖へ流出した消波ブロックの撤去について</p> <p>東日本大震災津波で、岩手県が高田海岸に設置していた消波ブロックが流出し、海中ガレキとして高田海岸沖の漁場内に散積している状態となっております。</p> <p>高田海岸沖の海域は、コタマ貝やホッキ貝（ウバガイ）などが採取できる良好な漁場ですが、流出した消波ブロック等の海中ガレキの影響により、漁ができない状況となっているところであります。</p> <p>つきましては、漁業者の営漁再開のため、流出した海中ガレキの撤去を早急に行い、高田海岸沖の漁場の早期回復を行っていただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。</p> <p>この消波ブロックは広範囲にわたっていることから、全面的な撤去は施工上難しいところではありますが、砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行ったところであります。</p> <p>残りのブロックの撤去については、漁の支障となる範囲について漁業関係者の意見を聞き取りしたところであり、今後、消波ブロックの撤去方法や撤去可能な範囲について検討してまいります。(C)</p>	沿岸広域 振興局	大船渡土木 センター	C : 1

8月3日	<p>17 G I G Aスクール構想に伴う端末維持保守費用の財政支援について</p> <p>G I G Aスクール構想に基づき、今年度、児童生徒一人につき端末を1台整備する計画としております。現行の補助事業では、端末の維持保守費用については、地方負担となっており、多額の一般財源負担を生じることが想定されております。</p> <p>つきましては、G I G Aスクール構想に伴う端末の維持保守費用の財政支援について、国に対し、要望いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「G I G Aスクール構想」の実現に向けた児童生徒1人1台端末整備については、端末等導入後に生じる通信料や端末等の更新費用など、地方自治体における財政負担等に懸念が生じていることから、県教育委員会としては、教育I C T環境の充実等に向けて、必要かつ十分な財源が確保されるよう国に対し引き続き要望していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
8月3日	<p>18 児童発達支援センターの設置基準の緩和について</p> <p>障がい児通所支援の提供体制について、国は、令和5年度末までに児童発達支援センター(以下「支援センター」という。)を市町村又は圏域において1か所以上設置することを基本としています。</p> <p>しかし、現行の国の制度は、対象児童が一定程度確保できる都市を基準として考えられているものであります。</p> <p>児童発達支援事業が定員割れしている過疎地域においては、利用者の確保のため圏域を広げる必要があり、利用者の送迎時間や費用負担の増加につながることから、支援センターの効率的な運用が期待できません。</p> <p>それに対し、障がい児通所施設等を圏域全体で有効活用し、自治体間の連携を行っている現行の運営は、支援センターが担うべき支援の提供体制を既に具備しているものです。</p> <p>つきましては、現行の「圏域における面的支援体制」を、支援センター設置の代替として位置づけることについて、国に対し、要望いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>障がい児福祉計画に関する国の指針では、児童発達支援センターの役割について、地域における中核的な支援施設として、障害児通所支援等を実施する他の事業所との緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を目指すことを挙げており、児童発達支援や保育所等訪問支援、相談支援等のサービス提供と併せて、その地域における連携の中心として、施設への援助や助言等を行うことが求められています。</p> <p>こうした地域における重層的な支援体制を構築するためには、保育所等訪問支援や相談支援等の面的支援体制の整備をもってセンターの設置に代替することは困難であり、中核的な拠点が必要と考えますが、要望を踏まえ、現在改正作業中の県の「地域療育ネットワーク指針」では、児童発達支援センターを補完するものとして気仙地区の取組事例についても紹介することとしています。</p> <p>なお、国指針においても、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えないとされることから、県では、好事例の紹介などを通じて、引き続きセンター設置を基本としつつ地域の実情に応じた圏域、市町村の取組について支援していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	B : 1

8月3日	<p>19 鳥獣被害対策の強化について</p> <p>シカをはじめ、カモシカやクマ、ハクビシン、イノシシ等による鳥獣被害が、市内全域に及んでおります。</p> <p>こうした中、県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業などにより捕獲体制の強化が図られ、シカを中心とした有害鳥獣の捕獲や防除対策を実施しておりますが、農林業の有害鳥獣による被害額は依然として多額で推移しており、さらなる拡充が求められます。</p> <p>鳥獣被害の増加は、農林産物の収穫量の減少による所得の減少や、耕作意欲の減退による耕作放棄地の増加などに直結し、農林業振興に深刻な影響を与えるものと憂慮されます。</p> <p>また、国の助成制度や捕獲頭数制限の撤廃により急激に捕獲頭数が増加した一方で、捕獲個体の処分に苦慮するなど新たな課題も生じています。市内飲食店等においてはシカ肉を利用した新メニューのニーズが高まっていることから、「食品中の放射性物質検査」の結果、基準値を下回った個体については出荷規制を解除し流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化 (2) 鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化 (3) 焼却施設など捕獲個体の広域処理施設の設置 	<p>(1) 本県の農作物被害額の過半を占めるニホンジカの捕獲の強化に向けた取り組みとして、狩猟期間の延長等の規制緩和を実施するなど狩猟期間中による捕獲を促進するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>イノシシによる農業被害等については、平成27年度から生息状況調査を行うとともに、平成28年度に第二種特定鳥獣管理計画を策定し、県による捕獲を実施するなど、積極的な管理に取り組んでいます。</p> <p>有害捕獲については、昨年度のシカ捕獲実績頭数並みの約7,000頭分の鳥獣被害防止総合対策交付金予算を被害の多い市町村を中心に配分し、捕獲対策の強化に取り組んでいます。(B)</p> <p>(2) 平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については、1/2減税となる等の措置がとられています。</p> <p>なお、国に対し「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するよう要望しています。</p> <p>シカなどによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業を活用し、防護柵や電気さくなどの整備を支援しています。</p> <p>また、国に対し必要な財政支援を継続・拡充するよう要望しており、今後も助成制度の充実・強化に努めていきます。</p> <p>指定天然記念物保護増殖事業（カモシカ食害対策）として、事業費（主たる経費が60万円以上を対象）の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部、農林 部	B : 4
------	---	---	-------------	---------------------	-------

(3) 有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われています。

一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされていることから、県では市町村が行う処分場の整備に対して補助事業等の活用などの支援を行っていきます。(B)

(4) シカ肉については平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長から県内全域を対象とした出荷制限の指示がされているところです。

これを踏まえ、県は、ニホンジカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請し、令和2年4月15日付けで、県内の一部の市町で捕獲されたニホンジカであり、かつ、当該シカ肉の放射性セシウム検査結果が100Bq/kg以下である等の条件付きで出荷が可能となりました。

今後、新たな市町村で、ニホンジカ肉のジビエ利用に取り組もうとする場合、食品衛生法に基づく食肉処理加工施設や放射性物質検査体制の整備等の条件が整い次第、該当市町村での出荷制限の一部解除に向け、国と協議してまいります。(B)

8月3日	<p>20 竹駒町地内における治山事業の実施について</p> <p>竹駒町滝の里地区については、土砂災害危険区域に指定されており、大雨の度に土砂が流出し、治山事業による防災対策が必要であります。</p> <p>また、竹駒町上壺（カミツボ）地区は、霊泉玉乃湯に通じる市道玉山線沿いが急傾斜となっており、令和元年台風19号の際にも土砂崩れが発生し、道路が寸断されたことから、治山事業による転石防止等が急務であります。</p> <p>つきましては、竹駒町地内における土砂災害の危険が軽減されるよう、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 竹駒町滝の里地区における治山ダムの整備 (2) 竹駒町上壺地区における治山事業の実施</p>	<p>治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しております。</p> <p>具体的な事業実施については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところ です。</p> <p>要望のありました地区につきましては、現地の経過観察を継続して実施し、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討を進めていきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1
------	--	---	-------------	-----	-------

8月3日	<p>21 東日本大震災被災文化財資料修復に係る財政支援について</p> <p>東日本大震災により被災し、博物館関係施設から救出された資料は約46万点であります。</p> <p>この被災資料を再生させる方法は、わが国はもとより、国際的にみても未確立であり、被災資料が抱える劣化要因を可能な限り取り除き（除泥、脱脂、除菌、脱塩）、その再生を図るためには、資料を構成する素材に適した処理技術を確立する必要があります。</p> <p>そのため、本市においては、これまで文化庁の被災ミュージアム再興事業により、全面的な財政支援を得て、自然・歴史・文化の継承と調査研究に欠かせない資料を中心に、被災資料の再生に取り組んできたところであります。</p> <p>しかしながら、処理技術開発を行いながらの修復は、試行錯誤の連続であり、全国の専門機関の協力を得ながら進めている作業では、令和2年3月現在、約21万点の処理が終了したものの、残り約25万点が未処理のまま保管されている状況にあります。</p> <p>この中には、鳥羽源藏氏の調査研究記録といった紙製資料など重要な資料が含まれており、今後、うち約3万点について令和7年度を目途に修復完了し、順次、博物館での展示を行いたいと考えております。</p> <p>つきましては、文化庁の被災ミュージアム再興事業による財政支援が令和2年度までとされていることから、震災からの復興を被災文化財資料の再生を通して実現させるため、国に対し、財政支援の継続について要望いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災文化財の修復は、歴史や文化による地域の復興のためにも必要な事業であると考えております。</p> <p>被災ミュージアム再興事業は令和2年度で終了する予定でしたが、本事業の後継となる事業について、国に対して要望した結果、令和3年度は事業が継続することとなりました。今後の事業継続の可能性について引き続き情報収集を行い、適宜情報提供していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
------	--	---	-------------	-------	-------

8月3日	<p>22 国際リニアコライダーの誘致実現について</p> <p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な戦略であります。</p> <p>国内建設候補地とされる東北では、加速器関連技術を用いたプロジェクトが順次計画されており、今後、関連産業の集積が進み、その集大成としてILCの建設が実現すれば、高度な技術力に基づくモノづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生が期待されます。</p> <p>さらには、ILC計画は、東日本大震災からの創造的産業復興、ひいては日本の成長にも大きな役割を果たすものと確信しています。</p> <p>東北は、今後とも、国内の他地域との連携を一層深め、産学官民が一体となり、ILCの早期実現に向けて最大限の努力をしていくものであります。</p> <p>つきましては、ILCの早期実現に向けて、国に対し、次の事項について要望いただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) ILCの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。</p> <p>(2) ILC計画を我が国科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱に位置付けること。</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県においては、令和2年6月に続き11月にも、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p> <p>東北では、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが発足し活動を進めており、県としては、同センターの取組と連動し、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となっている高エネルギー加速器研究機構（KEK）など、関係団体等との連携を一層強化しながら、ILCの実現に向けて引き続き取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B：1
------	---	--	-------------	-------	-----